

平成17年第3回竜王町議会定例会

平成17年9月30日

午後1時30分開議

於 議 場

1 議 事 日 程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議第72号  | 竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例  |
| 日程第2  | 議第73号  | 地域創生まちづくり特別委員会の設置について                                       |
| 日程第3  | 議第74号  | 竜王町教育委員会委員の任命について   |
| 日程第4  | 議第75号  | 竜王町公平委員会委員の任命について   |
| 日程第5  |        | 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて                                 |
| 日程第6  | 議第52号  | 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例<br>(総務教育民生常任委員長報告)                      |
| 日程第7  | 議第54号  | 平成17年度竜王町一般会計補正予算(第4号)<br>(総務教育民生常任委員長報告)                   |
| 日程第8  | 議第56号  | 平成17年度竜王町介護保険特別会計補正予算(第1号)<br>(総務教育民生常任委員長報告)               |
| 日程第9  | 議第57号  | 平成17年度竜王町水道事業会計補正予算(第3号)<br>(産業建設常任委員長報告)                   |
| 日程第10 | 議第58号  | 平成16年度竜王町水道事業会計決算認定について<br>(産業建設常任委員長報告)                    |
| 日程第11 | 請第6号   | 平成18年度竜王町農業政策に関する請願書<br>(産業建設常任委員長報告)                       |
| 日程第12 | 意見書第4号 | 新たな経営安定対策の対象者を地域の実情に沿った農業者<br>とすることを求める意見書                  |
| 日程第13 |        | 地域整備特別委員長報告   |
| 日程第14 |        | 議会広報特別委員長報告   |
| 日程第15 |        | 合併調査特別委員長報告   |
| 日程第16 |        | 自律のまちづくり特別委員長報告   |
| 日程第17 |        | 所管事務調査報告<br>(議会運営委員長報告)<br>(総務教育民生常任委員長報告)<br>(産業建設常任委員長報告) |

- 追加日程第1 議長の辞職について
- 追加日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第3 副議長の選挙について
- 追加日程第4 常任委員の選任について
- 追加日程第5 議会運営委員の選任について
- 追加日程第6 議会広報特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第7 議会広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第8 合併調査特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第9 合併調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程第10 東近江行政組合議会議員の選挙について
- 追加日程第11 八日市衛生プラント組合議会議員の選挙について
- 追加日程第12 中部清掃組合議会議員の選挙について

## 2 会議に出席した議員（13名）

1番 中島正己	2番 山田義明
4番 近藤重男	5番 辻川芳治
6番 寺島健一	7番 圖司重夫
8番 竹山兵司	9番 岡山富男
10番 西 隆	11番 川嶋哲也
12番 若井敏子	13番 勝見幸弘
14番 村井幸夫	

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 山口喜代治	助 役 勝見久男
教 育 長 岩井實成	総務政策主監 佐橋武司
住民福祉主監 池田純一	産業建設主監 三崎和男
政策推進課長 兼企業誘致推進室長 小西久次	総務課長 北川治郎
生活安全課長 青木進	住民税務課長 杼木博子
福祉課長 久野まさ枝	健康推進課長 布施九蔵
産業振興課長 兼農業委員会事務局長 三井せつ子	建設水道課長 松村佐吉
出納室長 竹山喜美枝	教育次長 村地半治郎
教育課長 松浦つや子	

## 5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 川部治夫	書 記 古株治美
-------------	----------

開議 午後 1 時30分

○議長（村井幸夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成17年第3回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 議第72号 竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（村井幸夫） 日程第1、議第72号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、中島正己議員。

○1番（中島正己） 竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

竜王町議会常任委員会は、平成13年10月1日から、議員定数の関係から3常任委員会から2常任委員会に改められ、総務教育民生常任委員会と産業建設常任委員会において、委員会活動を行ってきました。

しかし、今日の地方分権改革や三位一体改革により、現行の総務教育民生常任委員会の審査、所管事務が増大していることから、付託案件の審査や所管事務調査等、委員会活動における双方の常任委員会の不均衡を是正する必要があります。

こうしたことから、現行の総務教育民生常任委員会が所管する生活安全課を現行の産業建設常任委員会へ所管がえを行い、あわせて産業建設常任委員会の名称を産業建設環境常任委員会に改めるものであります。

何とぞ、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

それでは、提案をさせていただきます。

竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例。

議第72号 竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例。

平成17年9月30日提出。

提出者 竜王町議会議員 中島正己

賛成者 竜王町議会議員 岡山富男

賛成者 竜王町議会議員 西 隆

賛成者 竜王町議会議員 川嶋哲也

賛成者 竜王町議会議員 勝見幸弘

竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例。

竜王町議会委員会条例（昭和62年竜王町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

1、総務教育民生常任委員会7人。

政策推進課、総務課、住民税務課、福祉課、健康推進課、教育委員会の所管に属する事項。次号の委員会に属さない事項。

2、産業建設環境常任委員会7人。

生活安全課、産業振興課、建設水道課、農業委員会の所管に属する事項。

付則、この条例は平成17年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（村井幸夫） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第1、議第72号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第1、議第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議第73号 地域創生まちづくり特別委員会の設置について

○議長（村井幸夫） 日程第2、議第73号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、川嶋哲也議員。

○11番（川嶋哲也） 議第73号 地域創生まちづくり特別委員会の設置について。

平成17年 9月30日提出。

提出者 竜王町議会議員 川嶋哲也

賛成者 竜王町議会議員 中島正己

賛成者 竜王町議会議員 岡山富男

賛成者 竜王町議会議員 西 隆

賛成者 竜王町議会議員 勝見幸弘

地域創生まちづくり特別委員会の設置について。

竜王町議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条および竜王町議会委員会条例（昭和62年竜王町条例第20号）第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

地域整備特別委員会（平成15年10月2日設置）および自律のまちづくり特別委員会（平成16年12月22日設置）は廃止する。

記

特別委員会の名称、地域創生まちづくり特別委員会。

特別委員会の委員の定数、7人。

提案理由を申し上げます。

竜王町議会は、平成15年10月2日に地域整備特別委員会の設置を行い、西武竜王リゾート事業および小口地区区画整理事業の推進をはじめ、岡屋地先の県土地開発公社用地の有効利用など、多くの事業課題について均衡のとれた地域整備を促進し、地域の特性を生かした最適な個性と活力のあるまちづくり、町の健全な発展、住民福祉の向上を目指して調査活動を行ってきました。

また、平成16年12月22日に自律のまちづくり特別委員会の設置を行い、地方分権社会の到来と国や地方の厳しい財政状況の中で、合併に頼らない個性あふれるまちづくりのため、今後も力強く発展を続けていくために竜王町自律推進計画の策定が行われており、この推進計画の策定と計画に基づくまちづくりに対して幅広く調査活動を行ってきました。

今日まで、これらの調査活動を通じて、これからの竜王町まちづくりの方向性を決める上で大変重要、かつ根幹にかかわる共通の課題であることから、地域整備特別委員会および自律のまちづくり特別委員会での調査活動を一体的に行うため、この2つの特別委員会を一本化した地域創生まちづくり特別委員会を設置す

るものであります。

さきに申し上げましたが、これまで同委員会に付託されました事件を今回、設置します特別委員会で引き続き、ソフト、ハードを含め、幅広く調査活動を行うとするものであります。

また、あわせて今日までの両特別委員会を廃止するものであります。

本委員会は、委員7人として閉会中においても継続調査ができるよう所定の手続により提案申し上げるものです。

何とぞ、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま提案説明がございましたとおり、地域創生まちづくり特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。

よって、竜王町議会に地域創生まちづくり特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました地域創生まちづくり特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

山田義明議員、近藤重男議員、寺島健一議員、竹山兵司議員、西 隆議員、若井敏子議員、勝見幸弘議員、以上、7人の議員を指名いたします。

お諮りいたします。

地域創生まちづくり特別委員会は、発足前の地域整備特別委員会、自律のまちづくり特別委員会での調査活動を引き続いて、閉会中も行うことに取り計らいたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。

よって、地域創生まちづくり特別委員会は、発足前のそれぞれの特別委員会での調査活動を引継いで閉会中も行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議第74号 竜王町教育委員会委員の任命について

○議長（村井幸夫） 日程第3、議題74号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第74号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第74号 竜王町教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

長年にわたり、竜王町教育委員会委員としてご尽力いただきました関川玲子氏は、平成17年9月30日をもって任期が満了いたします。

つきましては、公認として大橋裕子氏を竜王町教育委員会委員に任命いたしたく提案申し上げるものでございます。

（個人情報保護の為、一部秘匿）ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、平成17年10月1日から向こう4年間でございます。

○議長（村井幸夫） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、これより採決を行います。

日程第3、議第74号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第3、議第74号を原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議第75号 竜王町公平委員会委員の任命について

○議長（村井幸夫） 日程第4、議第75号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。



山口町長。

○町長（山口喜代治） ただいま上程いただきました議第75号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第75号 竜王町公平委員会委員の選任につきましては、地方公務員法第9条の2、第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町公平委員としてご尽力いただいております竹内幹彦氏は、平成17年9月30日をもって任期満了いたします。つきましては、公認の候補者として犬井久夫氏を選任いたしたく提案申し上げますのであります。

（個人情報保護の為、一部秘匿）ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村井幸夫） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、これより採決を行います。

日程第4、議第75号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第4、議第75号を原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

○議長（村井幸夫） 日程第5、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口喜代治） 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

ご高承のとおり、本町においては法務大臣から委嘱をされた人権擁護委員さんが3名おられ、日々、人権擁護活動にご精励をいただいております。

今般、3名のうち、1名の方が平成17年12月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、候補者を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものでございます。

今回の任期満了となります人権擁護委員さんは、町内大字綾戸520番地の2にお住まいの森 儀隆氏であります。

森氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者であることから再選していただくよう考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（村井幸夫） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきまして、質疑がありましたら発言願います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

お諮りいたします。

人権擁護委員の候補者として、森 儀隆氏を推薦することについて、適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者として森 儀隆氏を推薦することについて、適任者と認めることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議第52号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例**  
(総務教育民生常任委員長報告)

○議長（村井幸夫） 日程第6、議第52号を議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長に報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、勝見幸弘議員。

○総務教育民生常任委員長（勝見幸弘） 総務教育民生常任委員会報告。

平成17年9月30日。

委員長 勝見幸弘。

去る9月15日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第52号竜王町介護保険条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、9月16日、午後1時より、第1委員会室において、委員全員出席のもと、会議を開き、池田住民福祉主監、布施健康推進課長の出席を求め、説明を受け、審査いたしました

竜王町介護保険条例の一部を改正する条例は、介護保険法の一部を改正する法律が本年6月29日に交付施行され、施設給付のうち、居住費と食費が保険給付の対象外となり、自己負担になることに伴い、低所得の人の施設利用が困難とならないように一定額以上を保険給付できるように追加するものであります。

主な質疑応答は、

問、負担の公平化とは、だれとだれの負担の比較なのか。答、施設に入居している人の居住費と食費は、介護保険の保険給付の対象ですが、在宅で介護サービスを利用している人の居住費や食費は自己負担となっていました。

施設入居者と在宅利用者の利用者負担の公平化を図るため見直しが行われ、施設給付のうち、居住費、食費は保険給付の対象外となり、自己負担となるものです。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で議第52号は原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

**○議長（村井幸夫）** ただいま、総務教育民生常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 議第52号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論をします。

この条例は、国の介護保険法の改正に伴い、町の条例も改正するもので、致し方ないと判断し、委員会で賛成をしました。

介護保険法は、この10月から施設サービスの居住費、食費を負担させる改正をしました。この改正は、住民税課税世帯で相部屋なら月5万6,000円であったものが、月8万1,000円になり、ユニット型個室なら、月10万円だったものが12万8,000円に、従来型の個室なら5万6,000円が10万4,000円と、大幅な負担を利用者にさせるものであります。

こうした負担を今後の介護保険の財源にしようとしています。この法改正を受けて、本町でも住民税非課税世帯に対して加重負担とならないように軽減策として介護給付を行う条例改正を提案されたところであります。

ところが、この改正でも利用者の負担段階が第3段階の人は4万円が5.5万円になるということが判明しています。そんな中で、東京都荒川区は通所介護、通所リハビリの食事費について世帯全員が住民税非課税のところには25%の補助を区独自に実施しています。長野県松本市でも現在までの負担軽減制度を独自に拡充し、今まで260人を対象にしていた助成制度を1,000人にまで広げることになったと報道されています。

このように、自治体が軽減措置を実施していることについて尾辻厚生労働大臣は、国が地方自治体にペナルティを科すなどの干渉をすることは全く考えていないと述べています。

この10月からの負担増は、現状だけにとどまらず、来年からの老年者控除に廃止など、収入は減っても非課税世帯とはならないために結局、大幅な負担増となる人が相当数おられるのではないかと考えます。このことをしっかり認識し、行政に求められている町民の健康保持、最低限の生活をどう守るかについて答えを出していただきたいものです。

自律推進計画は、行政サービスは下げないものであったはずですが。尾辻厚生労働大臣も承認済ですから、十分ご議論をいただき、町独自の軽減策を講じていただくよう求めるものです。

今回の条例改正も議第56号の介護保険特別会計の補正予算も介護保険法の改正そのものに反対している日本共産党として、本来賛成すべきものではありませんが、私も介護保険運営協議会委員として町独自の軽減措置を制度化するために努力する決意を述べて賛成討論といたします。

以上です。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第6、議第52号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第6、議第52号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 議第54号 平成17年度竜王町一般会計補正予算（第4号）**

**（総務教育民生常任委員長報告）**

○議長（村井幸夫） 日程第7、議第54号を議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、勝見幸弘議員。

○総務教育民生常任委員長（勝見幸弘） 総務教育民生常任委員会報告。

平成17年9月30日。

委員長 勝見幸弘。

去る9月15日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第54号平成17年度竜王町一般会計補正予算（第4号）について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、9月16日、午後1時より、第1委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、それぞれの担当主監、課長等の出席を求め、説明を受け、審査いたしました。

平成17年度竜王町一般会計補正予算（第4号）は、第3号までの予算額に3億6,800万円を追加し、歳入歳出予算総額1,892万3,000円に改めるもので、その歳出の主な内容は、町たばこ税県交付金1億9,263万8,000円、町道単独道路改良事業、町道エビス線8,300万円、高齢者福祉施設等整備事業補助金4,000万円、介護保険システム備品購入費1,700万円、産業立地等基盤整備基礎調査業務委託料700万円、町有施設アスベスト調査分析委託料400万円、公用自動車購入費242万円、外郭団体運用調査研究業務委託料100万円等です。

主な質疑・応答は、以下のとおりです。

問、一度取り下げた町道単独道路改良事業が再度補正で上げられているが、滋賀県高速道路竜王センター温泉保養施設は、いつごろ、どのようなものができるのか。答、平成18年7月オープンの予定です。運営は、株式会社竜王蒲生野で、1期工事は3億円かけて温泉施設を、2期工事でレストラン、3期工事で休憩室をそれぞれ建設予定と聞いています。

問、高齢者福祉施設整備事業の概要は、どのようなものか。答、山之上、林、岡屋に、それぞれNPO等が小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型デイサービスセンター、認知症高齢者グループホームを国の交付金を利用して地域密着型サービス拠点の整備をするものです。

問、産業立地等基盤整備基礎調査業務は必要なのか。答、企業の進出方法は、今までと様子が違ってきています。町を挙げて受け皿づくりをしなければなりません。企業から問い合わせがあったときに、整備を済ませておく必要があります。

問、町の公用車購入費は、年度当初のものだけでいいのではないかと。補正をしてまでの緊急性があるのか。答、ダイハツが初めて発売するハイブリッド車で環境面でのPRとしての効果もありますので、計上しました。

問、外郭団体の統廃合の検討に、なぜ外部委託をするのか。答、指定管理者制度も踏まえて庁内、役場内だけで議論して答が出せるのか疑問でした。アウトソーシングの仕組み等を外部の有識者から提案していただくための費用です。

主な意見としては、町道単独道路改良事業を臨時地方道整備事業債で賄っているが、基本的には起債残高を少なくする必要があり、安易すぎるのではないかと。産業立地等基盤整備基礎調査は、先を十分見越して産業立地に有効になるようなものであってほしい。

高齢者福祉施設は、前もって地元地域への説明を行い、理解を求めていくようにすべきだ。

以上、慎重審査の結果、賛成多数で議第54号は原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

**○議長（村井幸夫）** ただいま、総務教育民生常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1番、中島正己議員。

**○1番（中島正己）** 平成17年度竜王町一般会計補正予算（第4号）の委員長報告について、賛成の立場で討論を行います。

今議会に提案されました補正予算は、全国的に問題になっておりますアスベスト対策費400万円や認知高齢者の介護など、高齢者福祉施設に係る施設整備補助金4,000万円などは、直接住民の安全と生活にかかわる内容であり、適宜を得た予算であります。

また、産業立地等基盤整備基礎調査業務委託料、町道単独道路改良事業などは、地域の活性化につながる予算であります。特に、産業立地等、基盤整備基礎調査

業務につきましては、今後の竜王町のまちづくりの基礎となるものであり、各種の重要施策を進めるためには必要不可欠であると考えます。

特に、竜王インターチェンジの周辺をはじめ、岡屋地先の県有地の有効活用は町民が大きな期待を寄せている重要なことであることから、今後の企業等の誘致などの取り組みに大きな影響を与えるものと考えます。

また、この調査事業の成果に大いに期待するものであります。

また、公有自動車の購入費については、今、自動車が必要かではなく、今、ハイブリッド車を持つことが竜王町の環境政策として必要であります。公有自動車の購入は、排出ガスの削減という今日的課題としての的確に答えるものであり、高く評価をしたいと考えております。

以上のことから、これからの地域間競争の時代を見据えた補正予算であると考え、委員長報告に賛成の討論とさせていただきます。

**○議長（村井幸夫）** ほかにありませんか。

12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 議第54号 竜王町一般会計補正予算（第4号）に反対の討論をします。

理由は、ハイブリッドカーの購入費240万円であります。公用車の管理台帳を見ますと、確かに平成元年から平成8年ごろまでに購入された車が大変多く、10年10キロという基準に照らせば、車を乗り換えたいということになるのかもしれませんが、1年間の平均走行距離が2,000キロから6,000キロという車が全体の32%であることから、公用車の運行管理については十分検討する必要があると思います。

小学校から役場まで1日1回、荷物を運ぶために1台の車を配置しなければならないのかを検討すべきだと思います。もちろん、現在、小学校に配備されている車は、平成元年に登録されているもので、走行距離は3万2,000キロではありますが、長く大切に使用されていることを否定するものではありません。車両本体価格は、長く乗ればコスト減になりますが、車体の維持、維持経費はかかるわけですから、幼稚園、小学校で1台、中学校、学校給食センターで1台とできないものかと考えているところです。

自律推進計画では、この公用車の管理の問題については触れられていませんので、ぜひ自律推進計画の中でもご検討をいただきたいと思います。

先日、福島県矢祭町がテレビで紹介されていまして、行政改革で住民サービス

を向上させた町として、根本町長もお話をされていました。町長公用車はなくて、専属の運転手もない。テレビでは、軽バンに乗って出かけられる根本町長が映っていましたけれども、町長室へのお客さんの対応も町長自身でお茶を入れて接待されているということでもあります。

町長公用車を廃止しているところは全国にたくさんあります。近くでは日野町ですが、休日などの公務は町長自ら軽トラックを運転して公務をしておられます。平日は、担当職員さんとあいている車で走っておられます。

私は、今回のハイブリッド車購入が本年度の公用車管理上、どうしても必要なものではなくて、ダイハツの恩義に報いるもので、環境に配慮している竜王町をアピールするなどというのは付け足しの弁明でしかないと考えています。

だからこそ、今回の補正に反対をするのですが、町当局はこのような提案をする際、これにかかわる協議、検討が十分されて当然であります。住民には国保税の引き上げ、公共施設の利用料負担、今回に明らかになった老人会の福祉バス利用拒否、自律推進で住民サービスを後退させないなどと、どこをとって言うのか。すべては企業誘致の後だと言うんなら空文句に過ぎず、小泉さんの「痛みの後には幸せが」というのと同じであります。

私は、年度当初3台の新車更新をした上の今回のハイブリッド車購入は無計画で、何ら町民を納得させるものではないことから、この補正予算に反対するものであります。

以上、反対討論とします。

**○議長（村井幸夫）** ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第7、議第54号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村井幸夫）** 起立多数であります。よって、日程第7、議第54号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 議第56号 平成17年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
（総務教育民生常任委員長報告）**



**○議長（村井幸夫）** 日程第8、議第56号を議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長に報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、勝見幸弘議員。

**○総務教育民生常任委員長（勝見幸弘）** 総務教育民生常任委員会報告。

平成17年9月30日。

委員長 勝見幸弘。

去る9月15日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第56号平成17年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、9月16日、午後1時より、第1委員会室において、委員全員出席のもと会議を開き、池田住民福祉主監、布施健康推進課長の出席を求め、説明を受け、審査いたしました。

平成17年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、当初の予算額5億円に888万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を5億888万2,000円に改めるものです。

歳入補正予算の主なものは、介護給付費国庫負担金106万5,000円、介護保険調整交付金46万8,000円、介護給付費交付金256万8,000円、介護給付費県負担金100万5,000円、介護給付費一般会計繰入金100万5,000円、繰越金223万1,000円。

歳出予算補正の主なものは、特定入所者介護サービス費負担金750万円、特例特定入所者介護サービス費負担金10万円、特定入所者支援サービス費負担金32万5,000円、特例特定入所者支援サービス費負担金10万円。

主な質疑・応答は、問、この制度が始まったことにより介護保険特別会計の負担はないのか。答、今回は繰越金で賄っているが、本来は保険料にも影響があります。しかし、10月以降、居住費、食費の不用額も出てくるはずなので、次回の補正で対応します。なお、施設介護の全体的な経費の上昇を抑えることとなります。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で議第56号は原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

**○議長（村井幸夫）** ただいま、総務教育民生常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。

日程第8、議第56号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第8、議第56号は委員長  
報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 議第57号 平成17年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）**  
**（産業建設常任委員長報告）**

○議長（村井幸夫） 日程第9、議第57号を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経  
過と結果を委員長より報告を求めます。

産業建設常任委員長、西 隆議員。

○産業建設常任委員長（西 隆） 産業建設常任委員会報告。

平成17年9月30日。

委員長 西 隆。

去る9月15日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第57号  
平成17年度竜王町水道事業特別会計補正予算（第3号）について、審査の経過と  
結果を報告いたします。

本委員会は、9月20日、午前9時から、第1委員会室において、委員全員出席  
のもと、会議を開きました。

山口町長のあいさつを受けた後、三崎産業建設主監、松村建設水道課長の出席  
を求め、説明を受け、審査いたしました。

議第57号は、平成17年度竜王町水道事業予算第2条に定めた主要な建設改良事  
業の事業費4,060万円を4,400万円に改めるものであります。

今回の補正をする主な理由は、下水道工事に伴い、石綿管の取り替え、水位計  
（昭和57年設置）故障による取り替えであります。

主な質問として、問、石綿管アスベスト含有が使用されているところは、また健康に影響はないのか。答、竜王町では6.29%、11万7,860メートルのうち、7,602メートルが石綿管であります。鏡16メートル、西横関88メートル、川守70メートル、山之上593メートル、山中926メートル、小口356メートル、岡屋が2,418メートル、松が丘3,135メートルである。

健康についての影響はないと考えております。

以上、慎重審査の結果、議第57号は、全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しましたので報告いたします。

**○議長（村井幸夫）** ただいま、産業建設常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第9、議第57号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（村井幸夫）** 起立全員であります。よって、日程第9、議第57号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 議第58号 平成16年度竜王町水道事業会計決算認定について  
(産業建設常任委員長報告)**

**○議長（村井幸夫）** 日程第10、議第58号を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。

産業建設常任委員長、西 隆議員。

**○産業建設常任委員長（西 隆）** 産業建設常任委員会報告。

平成17年9月30日。

委員長 西 隆。

去る9月15日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第58号平成16年度竜王町水道事業会計決算認定について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、9月20日、午前9時から、第1委員会室において、委員全員出席のもと、会議を開きました。

山口町長のあいさつを受けた後、三崎産業建設主監、松村建設水道課長の出席を求め、説明を受け、審査いたしました。

平成16年度の水道事業は、基本となる給水戸数については29戸増加して3,618戸なり、給水人口についても22人減少、1万2,724人となった。

配水量については、年間で167万6,640立方メートルであり、前年度より3,922立方メートル減となっている。

有収水量は148万5,484立方メートルであり、前年度より2万9,189立方メートルの増加。

有収水量が増加したことが給水収益の増加した理由の大半である。

有収水量の増加については、主な要因として、一般家庭の使用料が全体に増加したことによる。

収入においては、水道事業収入全体で3億86万4,964円となり、前年度に比較して306万7,193円の増である。

支出面においては、県水受水費が受水単価の変更、減少、企業債残高の減少による支払い利息の減少、経費の減少等により、水道事業費全体で2億7,246万872円となり、前年比870万5,363円の減少となった。

経常利益においては、2,840万4,092円の黒字決算である。

未収金については、平成17年1月末で1,950万4,858円、前年同期より259万6,711円増加している。

不納欠損処分額は、16件、36万9,029円である。

主な質問として、問、未収金が増加している理由は。答、特定の大口需要先で開栓後に未納が出た。現在、分割納入いただいている。未収金の回収には、努力している。

問、不納欠損処理はどのようにしているのか。答、不納欠損処理については、転居先不明、倒産等により回収のできない人たち等である。5年間の規定に従って処理している。

委員からの意見として、未収金の回収に努力されることを要望されました。

以上、慎重審査の結果、議第58号は、全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しましたので報告いたします。

**○議長（村井幸夫）** ただいま、産業建設常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 平成16年度竜王町水道事業会計決算認定について、反対の討論をします。

町民の命の源、水の問題は大変重要な問題であります。だからこそ、行政自らの責任において進めるべきもので、会計の原則が企業적であろうと、なかろうと、その責務に変わりはありません。

したがって、会計上、赤か黒かが議論の主になるものではないと考えています。町民の命と健康に重大なかわりを持っているこの事業について、憲法に保障された国民の生きる権利をどう保障するかの観点で進められるべきであると考えます。

特に今、個人所得はかなり落ち込んでいます。水道料金を改定した平成9年度の個人住民税が5億7,600万円でしたけれども、今年の予算では4億3,500万円と見込んでいますから、25%の減となっています。

水道料金が同額でも家計への負担は大きくなっていることになります。県水がいささかに負担減ではありますが、町の一般会計を投入すれば町民負担は減らせられます。不要不急の事業に多額の予算を投入せずに、すべての町民に町民皆さんから預かっている公金を還元することこそ行財政改革の1つではないかと考えるものです。

以上により、反対討論とします。

**○議長（村井幸夫）** ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第10、議第58号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第10、議第58号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 請第6号 平成18年度竜王町農業政策に関する請願書  
(産業建設常任委員長報告)**

○議長（村井幸夫） 日程第11、請第6号を議題といたします。

本請願につきましては、産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。

産業建設常任委員長、西 隆議員。

○産業建設常任委員長（西 隆） 産業建設常任委員会報告。

平成17年9月30日。

委員長 西 隆。

去る9月15日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました請第6号平成18年度竜王町農業政策に関する請願書について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、9月20日、午前9時から、第1委員会室において、委員全員出席のもと、請願者、滋賀県農政連盟竜王支部、支部長 西村巳千治氏の請願内容を紹介議員 竹山兵司議員より説明を受け、審査いたしました。

請願内容の主なものは、竜王町農業の維持、発展について、実効性のある施策を講じること。生産確立対策助成および担い手対策に努力すること、畜産経営支援対策および家畜糞尿処理対策に支援を行うこと、野菜・特産農産物の生産販売振興対策に地元農産物の減農薬栽培を促進する施策、特産、加工品の開発への支援であります。

委員から、竜王町の農業者から希望が持てる農業にしてほしいとの請願であるとの意見でした。国に対して、意見書を出すべきであるとの意見も出ました。

以上、慎重審査の結果、委員全員賛成で採択するように決しましたので報告いたします。

○議長（村井幸夫） ただいま、産業建設常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。

日程第11、請第6号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第11、請第6号は委員長  
報告のとおり採択することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 意見書第4号 新たな経営安定対策の対象者を地域の実情に沿った農業者  
とすることを求める意見書**

○議長（村井幸夫） 日程第12、意見書第4号を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。

8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 意見書第4号。

新たな経営安定対策の対象者を地域の実情に沿った農業者とすることを求める  
意見書。

平成17年9月30日提出。

提出者 竜王町議会議員 竹山兵司

賛成者 竜王町議会議員 西 隆

賛成者 竜王町議会議員 岡山富男

賛成者 竜王町議会議員 近藤重男

賛成者 竜王町議会議員 寺島健一

新たな経営安定対策の対象者を地域の実情に沿った農業者とすることを求める  
意見書。

竜王町は、基幹産業である農業の町であります。特に近江米の主産地としての  
安定供給。国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全と維持。稲作文化の伝承  
など、多面的、かつ公益的な機能保持に努めております。

しかしながら、WTO（世界貿易機関）関農業交渉やFTA（自由貿易協定）に

よる国内農業への影響は必至であり、地域農業へも大きな影響を及ぼすと推測されます。

新たな「食料・農業・農村基本計画」では、農業の持続的な発展に関する施策として、幅広い農業者を一律的に対象とする現行の施策体系を見直し、効率的、かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組むこととされています。

しかし、当町のように全農業者が力を合わせ、農業振興に努めてきた地域にとっては、拙速な政策転換は地域農業を混乱に招くことにもなりかねなく、今日まで営々として築き上げてきた地域農業の崩壊を招く恐れがあります。

よって、政府は日本農業の安定と食料需給の向上を目指し、地域農業の担い手の育成と集落営農リーダーの育成確保を充分勘案しながら、農業予算の格段の配慮と国内農業の振興に万全を期すべきです。

このことから、新たな経営安定対策の対象を地域の実情に沿った農業者とし、地域農業の悪影響はでない対策を実施するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年9月30日。

滋賀県蒲生郡竜王町議会

衆議院議長 河野 洋平 様

参議院議長 扇 千景 様

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

農林水産大臣 岩 永 峯 一 様

外務大臣 町村 信孝 様

財務大臣 谷 垣 禎 一 様

**○議長（村井幸夫）** 提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 2カ所ほど、ちょっと読み間違えておられる部分があるんですね。原稿と比較しますと、それもちょうと訂正する必要があるのではないのかというのが1点ですね。

文章の冒頭の、「竜王町は基幹産業である農業の町であります」というのは、幾ら考えても文章がおかしいなというふうに思っておりますので、これ、どう



いうふうに理解したらいいのかということも、まずお伺いしたいと思っております。

そもそも本論でありますけれども、3点の質問をしたいと思っております。

まず1点目ですけれども、このご提案いただいております意見書の中には、WTOとFTAのことについての記述があります。このWTOとFTAですけれども、これは今現在、どういう状況にあるのかということと。国内農業に、これらがどのような影響を及ぼすというふうに、ここには及ぼすというふうに書いていただいているわけですけれども、具体的にはどのような影響があるというふうにお考えなのかということについて、まず1点目をお伺いしたいと思っております。

2点目ですけれども、この本文の記述の中には、国の基本計画、食料・農業・農村基本計画ですけれども、これについての記述があります。特に、後段、後ろの方、「しかし」以降のところですが、後段には「この計画により、地域農業の崩壊を招く恐れがある」というふうに書かれておまして、国の食料・農業・農村基本計画というのは、これを素直に読めば地域農業を混乱に招くようなものなのだというふうにご認識しておられるのかなというふうに思うわけですが、この計画のどの部分が崩壊の原因になるというふうにお考えなのかということについてお伺いしたいと思っております。

3点目ですが、この意見書の中には経営安定対策の見直しを求めておられます。特に、その中で「地域の実情に沿った」とか、あるいは「地域農業の悪影響が出ない対策」というふうな非常に抽象的な表現で経営安定対策の見直しを求めておられるわけですが、どんな対策が具体的には望ましいというふうにお考えなのか、この点についてお伺いしたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

**○議長（村井幸夫）** 8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** 若井敏子議員さんからの御尋ねでございます。ご指摘いただきました部分につきまして、一部訂正をさせていただきます。

ご指摘いただきましたように「竜王町は農業を基幹産業とする町であります」とさせていただきます。

WTO、FTAの国内農業にどのような影響があるのかのお尋ねと思っております。議員ご承知のように、輸入の自由化による低価格の農作物が国内に入りますと、農産物の価格の低下を招きますし、特に主産であります米につきましては、現在は高い関税を課税しているということで、国内の水稻農家を保護している状況であります。これが低関税になりますと、安い米が輸入されると多くの水稻

農家の経営が成り立たなくなると。国内の農業の崩壊につながると予想されるものであると認識をいたしております。

それから、2つ目は、国の基本計画で地域農業の崩壊がなされると。崩壊の原因は、何なのかというふうなお尋ねだったと思うんですけど、現在の計画では認定農業者、すなわち大規模農家および法人化を目指した集落営農、特定農業団体を担い手としか対象としていない方向であるがために、ほとんどが零細な個別農業を営んでいる竜王町の農家は、対象外となる恐れがありまして、国の農林予算の支給が減少することになりますと、農家の経済も打撃をいたします。

もちろん申し上げるまでもなく、収入が落ち込んだ場合、農家にとっては生産意欲を失うことになりまして、農業から離脱する農家がふえることも予想されるというようなことでございます。農業を基幹産業と位置づけている我が町にとりましては重大な局面になる可能性もあるので、崩壊の原因というふうに考えております。

それから、3つ目は、地域の実情に沿った地域農業に悪い影響が出ないか、具体的にはどういうことを考えているのかということだったと思うんですが、ご承知のように新たな経営安定対策として諸外国との生産条件の格差を埋める対策や、収入や所得の変動が大きい場合に認定農家や特定農業者団体の担い手にとられる措置だと聞いていますが、現在、政府でも具体的な要件は、今年の秋に決められると伺っております。

ただ現在、竜王町における特定農業団体の、ご承知のように主要作物は麦に限られている状況でございまして、多品目にわたる横断的な政策をとられても、その恩恵が少なくなることを予想されるのでございます。この特定農業団体が米の生産活動にシフトするまでの何らかの緩和措置が必要と考えられます。このことから、このような意見書を提出いたしました。今後、国の施策方向を十分に見守る必要があると考えます。

なお、現在では担い手をされる我が町の認定農業者は全体で22名さんでいらっしゃいますが、水田は16名さんで、あとは花卉とか、畜産農家の個人さんがいらっしゃいます。

なお、特定農業団体の水稻につきましては、7団体が認定されていると聞いております。未認定の集落におきましても、それぞれの各集落内で農業者同士の成立に向けての話し合いが進んでいると聞き及んでおりますし、現在も、今年

の年度に幾つかの集落が申請されるように伺っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 昼ご飯も食べないで答弁いただきましたこと、お礼を申し上げます。

竜王町は、農業を基幹産業とする町で、長年、農業者を中心に地域農業の維持発展に尽くしてまいりました。特に近江米の主産地として、その安定供給、国土の保全、水源の涵養など、自然環境の保全と維持、稲作文化の伝承など、多面的、公益的機能を保持するために努力をしてきた町であります。

しかしながら、12月のWTO閣僚会議を経て、2007年1月までに決着されようとしているWTO交渉では、関税の一層の引き下げと輸入枠の拡大が懸念され、これを許せば米価暴落がさらに加速させられ、日本の農業に大きな影響を及ぼすこととなります。

また、WTO交渉の混迷と停滞をとりあえず乗り切るためにFTAを活用して、特定の国や地域との間で関税の撤廃、引き下げや輸入制限の廃止を行って、お互いの国の貿易は促進させながら他国を排除するという作戦も進められようとしています。

このような状況の中で農水省は食料・農業・農村基本計画の見直しに向けて中間的に論点整理をし、国際紛争に勝てる農家を育成するために農政改革と称して認定農業者と認定農業者を中心とする担い手への施策との集中、重点化が進められています。

竜王町の農業の実態は、国の担い手とされる4ヘクタール以上の認定農業者や20ヘクタール、緩和されて16ヘクタールになったとしても、それだけの集落営農組織で経理一元化、5年以内の法人化という要件をクリアできる組織を育成することは大変難しい状況であります。

また、今日まで麦作安定資金や大豆作の交付金で肥料や農薬、資材購入などをしながら麦や大豆の作付けをしてきた農家にとって、これらを廃止し、品目横断的な経営安定対策が実施されるなら、集落ごとの集団転作は成り立たなくな

り、米の生産調整は崩壊し、食料自給率さえ低下することになります。

以上のことから、価格支持制度を守りつつ、価格と所得の補償で地域農業と農家経営を支えることこそ国の責務である、このように考えておりますところから、提案されている意見書とほぼ同じ立場と考え、賛成するものであります。

以上、賛成討論とします。

○議長（村井幸夫） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第12、意見書第4号を原案のとおり提出することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第12、意見書第4号は原案のとおり提出することに決定されました。

この際、申し上げます。

ここで、午後3時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時10分

○議長（村井幸夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、若井敏子議員より訂正の発言を求められておりますので、それを認めることにいたします。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 先ほどの発言で訂正をいたします。

一般会計補正予算に反対討論をした部分がありますが、その中で町が公用車を買換える時期を10年10キロと申しましたが、10年10万キロの間違いです。訂正します。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 地域整備特別委員長報告

○議長（村井幸夫） 日程第13、地域整備特別委員長報告を議題といたします。

地域整備特別委員長、川嶋哲也議員。

○地域整備特別委員長（川嶋哲也） 地域整備特別委員会報告。

平成17年9月30日。

委員長 川嶋哲也。

本委員会は、9月21日午前9時より委員全員出席のもと、地域整備特別委員会を開催いたしました。

山口町長のあいさつを受けた後、それぞれ担当主監、課長等の出席を求め、滋賀県高速道路利用センターの状況、今後のまちづくりについて調査をいたしましたので報告します。

滋賀県高速道路利用センター温泉保養施設の状況、ならびに町道の整備について経過報告。

1、去る7月、関係役員および設計業者が来町され、温泉保養施設等の建築について、今回、造成工事が完了したので、諸条件が整い次第、着手したい旨、話があった。

2、この計画は、平成8年3月に用地を買収、平成14年6月27日付で開発許可を受けたが、温泉のさくせんと造成工事が完了したが、建屋等は道路公団民営化の動きと諸般の事情で遅れている。

3、開発要件の町道山之上エビス線を平成18年5月31日までに道路整備を完了し、検査を受けなければ建築確認申請の許可を受け建築工事に着手できないとのことです。

4、しかし、既にこの用地に接する道路は幅員9メートルで完成しており、また町道山之上岡屋線へ接する道路は現道幅員4メートルを両サイドの排水路をふた・東側約1メートルを舗装して幅員6メートルを確保、都市計画法第33条にかかる既存道路として開発許可の完了検査を9月15日に受けました。

5、なお、今議会提案の道路整備補正予算は、この施設（温泉保養施設）の誘客拡大のため大型バス等の乗り入れができるよう、道路幅員9メートル（車道2車線と歩道）に町道山之上エビス線・山之上長池線を改良整備を図る。

6、今後の温泉保養施設の計画。

- ・建設は高速道路センターが行う。
- ・管理運営は、運営会社「株式会社竜王蒲生野」が行う。
- ・建築確認許可は、今年中に、予算は一期工事（温泉ふろ）約3億円で、完成は18年7月にはオープンする予定とのことです。

7、今後の進め方。

- ・建築確認申請の早期提出および温泉保養施設の早期工事着工の要請。
- ・早期着工・道路整備および保養施設の管理運営について、高速利用センター

と町が覚書を締結する。

主な質疑・応答は、次のとおりでした。

質問、保養施設は現計画図面どおりに実施されますか。答、規模縮小の考えもあるが、開発は現計画図面で許可されているので変更は難しいが、県と協議をする（進めている）。

質問、3期に分けて計画されているが、すべて完了後にオープンか。1期から3期のスケジュールは示されているのか。答、1期から3期ごとにオープンの予定。スケジュールは、示されていないが、当初計画どおりすべての建設を要請している。

質問、1期から3期の事業費の総額は、また経営計画書の提出を求めています。答、聞いていないが3年前の計画では、6億円です。経営計画書は提出させます。

質問、民活導入であるが、これまでの経過があり、とりあえず1期のオープンを早めるようにすべきである。答、3年前の県の許可申請の条件で、温泉は付帯施設であり、すべてを実施することが条件です。

要望、建物等を縮小変更される場合は、町として県の許可が受けられるよう最大限努力すること。

大きい2点目、今後のまちづくりについて、現在の土地利用計画、将来構想について、図面により説明。

- ・インターを中心とした地域活性化に向けて、県有地、民有地の活用、住宅設備・産業立地物流拠点の核づくりを行う。
- ・庁舎を中心としたまちづくり、都市核（複合型生活拠点）づくりを行う。
- ・北部国道8号線沿い、住宅整備、産業立地を進める。

主な質疑・応答は、次のとおりでした。

質問、西武建設の計画について、動きはどうか。答、今のところ、具体的な動きはない。

質問、IBMのグランド地の考えは。答、住宅を考えている。

質問、都市計画の見直しと言われているが、今、何年目か。答、昨年11月に見直しがあったところです。見直しは、5年。

質問、小口の区画整理事業の進捗状況はどうか。答、景気の動向で待ったがかかった、企業ありきに変更し、進めたい。

質問、まちづくりについて何から取り組むのか、何を待っているのか。答、インターから庁舎周辺、岡屋県有地を含めた特区を考えていきたい。早い時期に

トライしたい。

質問、最短で進めていくとして、どのくらいかかるのか。答、5年かかるものが3年ぐらいで実施できるよう方策を考えている。

要望、できるだけ早く見通しのつくものから進めるよう努力すること。

本委員会は、地域創生まちづくり特別委員会の設置を受け、この委員会の調査活動を引き継ぐことになり、本定例会をもって最終となります。この間、町長をはじめ、執行部の皆さまには、いろいろご協力をいただきましたことに委員会を代表してお礼を申し上げ、地域整備特別委員会報告といたします。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** ただいまの地域整備特別委員長報告に対して、質問がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質問はこれで終結いたします。

地域整備特別委員会の委員各位におかれましては、均衡のとれた地域整備を促進し、地域の特性を生かしたまちづくりについて慎重に各般にわたっての調査研究に努められ、大変ご苦勞さまでございました。

各委員のこの間における活動に対し、心から厚く御礼を申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第14 議会広報特別委員長報告**

**○議長（村井幸夫）** 日程第14、議会広報特別委員長報告を議題といたします。

議会広報特別委員長、竹山兵司議員。

**○議会広報特別委員長（竹山兵司）** 議会広報特別委員会委員長報告。

平成17年9月30日。

議会広報特別委員長 竹山兵司。

議会広報特別委員会は、7月4日、7月8日、7月19日、7月22日、7月25日、委員出席のもと委員会を開催し、議会だよりN○132号の編集会議を行いました。

議員各位をはじめ関係機関のご協力により、7月28日、発行できました。

また、9月14日、9月22日、委員全員出席のもと、議会だよりN○133号の編集会議を行いました。

今後も議会活動を中心に、委員の意見を尊重し、町民皆さまに親しまれる議会だより発行に努めてまいります。

なお、引き続き閉会中も調査活動をいたしたいと委員全員で決めておりますの

で、議長、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** ただいまの議会広報特別委員長報告に対して、質問がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、お諮りいたします。

委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第15 合併調査特別委員長報告**

**○議長（村井幸夫）** 日程第15、合併調査特別委員長報告を議題といたします。

合併調査特別委員長、勝見幸弘議員。

**○合併調査特別委員長（勝見幸弘）** 合併調査特別委員会報告。

平成17年9月30日。

委員長 勝見幸弘。

去る9月16日午前9時より、委員全員出席のもと、合併調査特別委員会を開催しました。

山口町長のあいさつを受けた後、小西政策推進課長、杼木課長補佐の出席を求め、会議を開きました。

前回、6月17日の委員会以降、特に国・県・近隣の動きがないため、「合併ジャーナル滋賀」の説明を受けた後、執行部も含めて意見交換をしました。

執行部の説明として、政府の市町村合併支援本部が市町村合併支援プランを取りまとめたらしいが、まだ何も動きはない。県も新法に基づく審議会の設置条例案が9月議会に上程されるらしい。

主な意見として、新法で合併に向けて取り組んでいるところは、ごくわずか。一部合併特例債復活の動きがあるらしい。

合併した町の情報を集める必要がある。

東近江市の旧の町では、地域協議会をつくってまちづくりを、旧八日市市は旧学区の公民館が核となり、まちづくりに一生懸命になっている。



東近江市の議会議員選挙が10月に実施される。今回限りの小選挙区制で、来年合併する能登川町と蒲生町も定数が5人と4人が割り当てられる。

広域行政では、ごみが一番の問題だ。竜王町は、合併した市に比べて議員の数が少ないので不利になるのではないだろうか。

布引斎苑組合も負担金に均等割りの考え方がなくなった。小さな町が不利にならない方向になりつつある。中部清掃組合も、ごみ減量化を進めている我が町のこれまでの取り組みは、今後も必要なことである。

「合併に頼らず」から「合併を視野に入れて」の方向で地域再生まちづくり懇談会も「核づくり」「若者定住」「インター活用」の3部会で議論をされている。

このまま合併したら、吸収されるだけではないか。足腰の強い、たくましいまちづくり、魅力あるまちづくりをすることが合併の話が出てきたときにも対応できるし、お誘いも出てくる。

合併は、まちづくりの1つの手段であり、合併を前提でのまちづくりのような議論はおかしいのではないか。

交通網の整備をすれば、ショッピングセンターを中心核としたまちづくりは必要ないのではないか。

住民アンケートでは、必要だとの意見が多い。

広域での都市計画では、竜王地区は農業と工業で頑張ってくれとの位置づけだった。そのままでもいいのか。このエリアでのハードとしての核や、機能を集める核が必要なのかを議論していく必要がある。

竜王町の核が必要であるとの考えは、広域の対しては独自のまちづくりを進めるとの強烈なメッセージになっている。

核づくりの見通しはあるのか。合併するのであれば、核は必要ないとの話になってしまう。

法規制の解除を短縮する手だてがあるので、今、道筋を立てていこうとしている。

具体的に話が進んでいるという目に見えるものを住民に示す必要がある。

等の意見がありました。

本委員会は、合併特例法の最終年度から新三法に移行した初年度にかけて、近隣の市町の動向や、我が町への働きかけに対する対応等についても調査活動を行ってきました。

近隣の市、町が合併に対して相当な時間と経費をかけ、エネルギーを消費して

きた中で、我が町のその間の取り組みは、今後その成果が期待されるところであります。

以上、合併調査特別委員会報告といたします。

本委員会は、新三法が5年の時限法であり、そのことによる国・県・近隣の動向に対応するためにも存続を決定いただきましたので、引き続き、閉会中も調査活動ができるよう、議長、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（村井幸夫） ただいまの合併調査特別委員長報告に対して、質問がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、お諮りいたします。

委員長の報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 自律のまちづくり特別委員長報告

○議長（村井幸夫） 日程第16、自律のまちづくり特別委員長報告を議題といたします。

自律のまちづくり特別委員長、中島正己議員。

○自律のまちづくり特別委員長（中島正己） 自律のまちづくり特別委員会報告。

平成17年9月30日。

委員長 中島正己。

本委員会は、8月9日、委員全員出席のもと、委員会を開催しました。

執行部より、山口町長、北川課長、小西課長、桴木課長補佐の出席を求め、山口町長あいさつのあと、自律推進計画（案）について、策定状況とその取り組みについて、自律推進計画の4本の柱、地域再生、財政改革、行政改革、意識改革について、再度説明を受けました。

委員からは、地域再生、財政改革、行政改革、意識改革について、住民の皆さまに説明する機会を持ち、住民さんからも意見を聞くべきとの意見もありました。

議会開催中の9月20日、午後1時より、委員全員出席のもと委員会を開催しま

した。

執行部より、山口町長、佐橋主監、小西課長、北川課長、杼木課長補佐の出席を求め、自律推進計画（案）について意見交換を行いました。

国も地方も深刻な財政難であり、さらに少子・高齢化や地方分権に伴う三位一体改革により、地方自治体は必要な財源は自らが賄って、どのような町をつくるかも地域で決めるという自己決定、自己責任が求められています。

委員からは、今、竜王町が取り組んでいる自律推進計画について、目的や経過等を住民の皆さまに十分説明し、理解を求めることが大切であるとの意見もありました。

また、財源の確保のための地域再生が優先され、行財政改革、意識改革が後退しないよう、議会として今後もさまざまな方策を求めていくべきであります。

本委員会は、地域創生まちづくり特別委員会の設置を受け、この委員会に調査活動を引き継ぐことになり、本定例会をもって最終となります。この間、町長をはじめ、執行部の皆さまにはいろいろご協力いただきましたことに、委員会を代表してお礼を申し上げ、自律のまちづくり特別委員会報告といたします。

**○議長（村井幸夫）** ただいまの自律のまちづくり特別委員長報告に対しまして、質問がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質問は、これで終結いたします。

自律のまちづくり特別委員会の委員各位におかれましては、地方分権社会の到来と、国や地方の厳しい財政状況の中で合併に頼らない、個性あふれるまちづくりに向け、竜王町自律推進計画の策定の計画に基づく幅広い調査研究に努められ、大変ご苦労さまでございました。

各委員の、この間における活動に対して、心から厚く御礼を申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## **日程第17 所管事務調査報告**

**（議会運営委員長報告）**

**（総務教育民生常任委員長報告）**

**（産業建設常任委員長報告）**

**○議長（村井幸夫）** 日程第17、所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、中島正己議員。

**○議会運営委員長（中島正己） 議会運営委員会報告。**

平成17年9月30日。

委員長 中島正己。

本委員会は、7月25日、午前10時より第一委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

勝見助役あいさつの後、平成17年第1回臨時会に提出される議案事件について、説明を受けました。

今回、提出された案件は、工事請負契約の締結について、専決処分の承認についてであります。

本委員会は、会議録署名議員の指名について、会期および審議の日程について、提出議案の処理について等審査決定し、8月9日の全員協議会で報告のとおりであります。

また、議会常任委員会の扱いについて、特別委員会のあり方について、平成17年第3回定例会の日程について、協議をいたしました。

8月9日、午後零時より、第一委員会室において委員会を開催し、平成17年第3回定例会の日程について協議をいたしました。

また、9月5日、午前9時より、山口町長、佐橋主監、北川課長の出席を求め、委員会を開催し、町長あいさつの後、平成17年第3回定例会に提出される議案事件について説明を受けました。

今回提出された案件は、専決処分2件、条例の一部改正5件、補正予算4件、水道決算認定、市町村合併に伴う規約変更について13件等であります。

本委員会は、会議録署名議員の指名について、会期および審議の日程について、提出議案の処理について等、審査決定し、9月12日の全員協議会で報告のとおりであります。

また、議会開催中の9月14日、午前10時より、第一委員会室において委員全員出席のもと、勝見助役あいさつの後、一般質問について、請願の処理について、竜王町議会委員会条例の一部を改正する条例案について、地域創生のまちづくり特別委員会の設置（案）について、竜王町議会役員改選について等協議をいたしました。

また、9月22日、午前8時30分より、第一委員会室において委員全員出席のもと、新たな経営安定対策の対象者を地域の実情に沿った農業者とすることを求める意見書の取り扱いについて協議をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

なお、引き続き閉会中も調査活動をしたいと委員全員で決めていますので、議長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（村井幸夫） 次に、総務教育民生常任委員長、勝見幸弘議員。

○総務教育民生常任委員長（勝見幸弘） 総務教育民生常任委員会所管事務調査報告。

平成17年9月30日。

委員長 勝見幸弘。

所管事務調査について報告いたします。

本委員会は、去る6月28日、29日の両日、委員全員出席のもと、勝見助役、古株議会事務局長補佐同行のもと、北海道ニセコ町へのまちづくり研修を所管事務調査活動として行いました。

6月28日、朝、5時10分、近江八幡駅改札口集合で、お昼12時30分には、ニセコ町役場前の食事処「ライズ」へ到着いたしました。

研修目的の1つである株式会社化した観光協会のご紹介である昼食会場は、人口4,600人、面積197平方キロメートルの北海道の小さな町の庶民的な食堂でありました。

全国から、大変多くの視察依頼があるため、町長が対応する視察研修は指定の日程に基づいて、他の参加者と一緒に受ける方法がとられていました。

今回、本委員会の研修もうまく日程を合わせることができ、町長対応の研修日の前日に株式会社ニセコリゾート観光協会のお話を聞くことができました。

株式会社ニセコリゾート観光協会は、役場商工観光課ではなく、独立して道の駅に事務局があります。会議室がないとのことで、役場2階の議場の机を一方に片づけてある会議室に案内され、山本総括部長が対応していただきました。

山本氏は40歳の役場係長で、研修との立場で株式会社ニセコリゾートでの仕事をされていました。

平成15年9月、全国で初めて観光協会を株式会社化した理由として、

- ・ニセコにある観光資源をつなぐビジネスを基本とした専門組織が必要だった。
- ・民間体制によるスピーディな意思決定のシステムが必要だった。
- ・責任の所在を明確にし、成果を客観的に評価するには、営利法人化が必要だった。
- ・利益の誘導をしつつ、公の役目も持ち合わせた法人化が必要だった。

・旅行業を取得し、地域の施設に送客することで地域振興につながる。  
等でありました。

それ以外にも、補助金の削減や新たな雇用の創出、地域外からの外貨獲得、視察対応にかかる事務の軽減等をメリットとして上げられました。

実際、私たちが翌29日の研修に参加したときも、町長が来られるまでの進行役や書籍類の販売などもされていました。

株式会社化してあるのだから完全独立採算での運営かと思っていたら、やはりそうではなく、17年度で町からの持ち出しが委託料として1,200万円あるそうです。

翌29日は、朝8時50分に昨日と同じ役場2階に案内され、逢坂町長が自らパソコンを操作して講演され、その後、バスに乗り、町内の施設案内にも自らマイクを持ち、案内していただきました。

ニセコ町のまちづくりの主なものは、

・まちづくり基本条例、平成13年4月施行。

透明性の確保、説明責任の明確化をうたった情報共有と、自らが責任を持って行動するまちづくりをうたった住民参加を2大原則とする自治体の憲法としての性格を持たせる条例。

・文書管理（ファイリングシステム）、平成13年度から導入。

住民と行政が情報を共有するために、行政は情報を適正に管理する責務がある。「即時検索性」と「他者検索性」を高めるため、庁舎内の全文書を1カ所のキャビネットに収納して、だれでも、素早く取り出すことができる。

・予算説明書、平成7年から全戸配布。

町の予算は、本来、住民のものだから、行政はわかりやすく説明する責任がある。中高生が読んでもわかるように、行政用語を極力排除して、予算費目や担当部署ごとではなく、事業の分野別に分類して掲載してある。

・まちづくり町民講座、平成8年度から年10回実施、今年度で100回。

役場の担当課長などが講師になって、住民に自分の担当分野の現状や課題をお知らせし、その課題について議論する場。住民と行政が、町の将来に向かっての課題を共有し、ともに考えられるのと、職員が自分の仕事について住民にわかりやすく説明する力、対話する姿勢、意見をまとめる能力を養う場になっている。

・まちづくりトーク、平成7年2月から70回開催、延べ約650人参加。

5人程度の住民が集まれば、住民が指定する日時、場所に町長や担当職員が訪

問して意見交換する。

- ・ こんにちは（おぼんです）町長室、平成8年7月から105回開催。

毎月1回、2時間程度開催する町長室開放事業、日中（こんにちは）と夜（おぼんです）を毎月交互に設定、居住地を問わず1人からでも利用できる。

ほかにも、まちづくり委員会、住民提案型予算制度、ふるさとづくり寄附条例等がありました。小さな町に盛りだくさんのまちづくりの手法が取り組まれていることに関心させられました。

施設も見学しました。

- ・ 学習センター あそぶっく、平成15年4月開設。

図書館機能と情報公開に対応した公文書の保管、開示場所の機能を併設。運営は、住民の任意団体。日常の貸し出し業務は、有償ボランティア。旧郵便局舎を改修・増築し、建築費を大幅削減、延べ床面積551平方メートル、工事費1億6,000万円。

- ・ 綺羅街道、平成元年から平成14年。

沿道の住民が協議会を組織、地域の景観形成基準を設け、まちづくり協定書のもとに統一されたニセコらしい景観の街路整備、1,680メートル、総事業費34億8,900万円。

- ・ 一般廃棄物最終処分場、平成14年12月使用開始。

北海道内で初の屋根と壁がある最終処分場、埋立地に屋根と壁を設けることにより、周辺への環境負荷の低減と水処理などの維持管理経費の大幅な削減が可能。

建設地選考段階から積極的に住民との情報共有を進め、現在では当時反対活動をされていた方も理解され、自主的に処分場周辺の植林活動にも取り組まれている。容量がいっぱいになった場合は、隣に確保してある用地に屋根と壁を移設して再利用する予定になっている。

埋立容量4,500立方メートル、総事業費8億6,443万円。

- ・ 道の駅 ニセコビュープラザ、平成9年5月開設。

管理運営は、株式会社ニセコリゾート観光協会に委託している。

当初建設費2億2,368万円、平成15年までの増設改修費1億5,895万円。年間利用者数130万人。

- ・ ニセコ駅前温泉 綺羅の湯、平成13年6月開業。

平成6年、ニセコ大橋開通に伴い、交通量の減った駅前の地域振興策として計画され、計画段階から住民との情報共有を重ね、設計案の選考は住民参加のもと

で行われた。

情報共有、住民参加の重要性を実証することができ、まちづくり基本方針の象徴的な施設の1つ。

年間利用者数13万人、建設費8億7,232万円。

ほかにも羊蹄山、アンヌプリが見渡せるミルク工房高橋等、午後1時30分、ニセコ町役場を出発して帰路に着くまでは、日程的には駆け足の研修でしたが、本当に中身の濃い充実した内容であったと思いました。

ただ、当初の研修目的にもあった、ふれあいバスの運営や職員の意識改革とレベルアップについて詳しく聞けなかったこと、双方向の情報共有が必要と言われるのに、研修参加者の質問を全体で聞く時間がなかったことなど、この研修形態での限界も感じたところでした。

以上、総務教育民生常任委員会の所管事務調査報告といたします。

なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員で決めておりますので、議長、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

**○議長（村井幸夫）** 次に、産業建設常任委員長、西 隆議員。

**○産業建設常任委員長（西 隆）** 産業建設常任委員会所管事務調査。

平成17年9月30日。

委員長 西 隆。

調査の目的。

本町におきましては、「個性あふれるたくましいまちづくり」を進めるため、地域再生、行政改革、財政改革、意識改革などの自律推進に向けた改革を指針として、「竜王町自律推進計画」を策定中であります。

この計画は、これからのまちの方向性を決める上で大変重要であり、住民サービスや地域社会に大きな変化を及ぼすものと考えられます。

こうしたことから、行政内部の議論だけにとどまらず、広く住民の視点からの考察や住民の代表である議会としても、あらゆる分野でこの計画に向けて具体的な提言として反映しなければなりません。

今回、産業建設常任委員会所管事務調査として、産業振興における個性ある独自のまちづくりを積極的に進められている先進地視察を実施いたしました。

グリーンツーリズム推進事業視察研修報告。

平成17年6月27日、月曜日、14時から16時30分、大分県宇佐市安心院支所（旧



安心院町（平成17年3月31日に合併）です。

商工観光課 課長 上鶴則満さん、商工観光課 グリーンツーリズム推進係長 河野洋一氏の2名が対応していただきました。

課長は、町の概要など話され、退席され、河野係長がグリーンツーリズムの責任者で、この方が企画実施されている。まだ若い人ですが、リーダーシップをとっていた。

安心院町商工観光課グリーンツーリズム推進係。行政の機構に日本初のグリーンツーリズム専属係の設置を行ったところでもあります。

また、従来の観光でなく、都市と農村との交流を重視し、喜びを感じ合えるお手伝いができればとの思いから、「商工歓交課」とした。商工と、歓ぶという字の課としたところ です。

グリーンツーリズムとは、緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動であり、安心院が舞台、地域住民が主役、活用すべき地域にあるすべての資源、そこで繰り広げられる都市住民との交流が地域に精神的、かつ経済的潤いをもたらす新しいまちづくりと考え、過疎・高齢化問題を抱える中山間農業地帯だからこそ取り組める施策として、官民協働による推進を実践している。

安心院町では、米、ぶどう、畜産など、ほかにすっぽん等、基幹品目の農業だけでは生きていけないという現状を認識し、平成4年、農家中心での8人ほどでアグリツーリズム研究会を発足、これは農家だけの問題ではなく、全町的まちづくりとしてとらえ、安心院町グリーンツーリズム研究会と名称を変更して、30名ほどでスタートした。

平成9年3月、全国に先駆けてグリーンツーリズム取り組み宣言を決議、町の重要な施策として位置づけた。行政が積極的にサポートしていく官民協働による推進体制が確立されたことが前進させる結果につながった。

- ・平成16年4月、現在、420名の会員数となる。
- ・会員制農村民泊。

農家に限定せず、農村に住むみんなで取り組む思いから、農村民泊とした。

- ・無尽講方式によるヨーロッパ視察研修の実施。

毎月4,000円の掛け金に、5年間で、行ける方からヨーロッパの方に研修に行くということです。

- ・行きつけ農家をつくろうということで、農業体験の実施。

・祇園坊コンサート、リバーサイドウオーク、全国わらこずみ大会、グリーンツーリズム体験学習の受け入れ、グリーン&グリーン日本一きれいなまちづくりなどのグリーンツーリズムのみならず、安心院町を全国にPRした。

この活動により、地域住民もないものねだりでなく、「農村にあるものを活かす」ことに価値のあることを気付く。

委員からの質問として。

農泊されているが旅館業法や調理場の衛生法など、どのように対処されているのか。まず、メンバーズカードを発行する会員制とし、特定の人を宿泊させるという方式で、謝礼として体験料を受け取る。農家は、改造などの投資を行うことなくできる。

しかしながら、会員制だと各種規制をクリアできるという法的根拠がなく、規制緩和が大きな課題であった。

平成14年3月、大分県が民泊を旅館業法上における簡易宿泊所として認可し、農家と宿泊客と一緒に調理・飲食する場合は、客専用の調理場は不要という画期的な全国初のグリーンツーリズムに関する運用の緩和を行った。

日本全国への波及も期待されている。竜王町においても、観光協会のあり方や、これの運営について課題が山積しており、今回の研修では大いに参考になった。何か1つ成功すれば、次から次へと発想が出てくるものである。

足腰の強い魅力ある農業の確立に取り組む町の研修報告。

平成17年6月29日、水曜日、9時30分から12時。熊本県八代郡竜北町道の駅（ビストログリーン）、物産館研修室。

竜北町議会議長、産業建設常任委員長、助役さん、産業振興課長等の出席をいただきました。

議会、担当課長等の出席を受け、竜北町の農業構造および農業の現状について説明をいただきました。

・自立経営農家の育成（認定農業者）。

平成16年8月、人口8,728人、農家人口として4,175人、世帯数2,515戸、農家戸数803戸、認定農業者、平成16年で412人。

農業生産品目は、園芸関係、米麦、果樹、い草、酪農、その他等の順位である。

平成2年度においては、農地1,200ヘクタールのうち800ヘクタールがい草作付けであったが、輸入の増加により、今は150ヘクタールとなり、路地野菜、施設園芸に転換、麦、い草の後作水稻は全町もち米である。自家消費米については、

J Aで責任確保。このことにより、高品質化、ブランド化されている。

また、加工センターの設置により、果物の高付加価値を見いだしている。

・農業後継者の育成・確保について。

新規就農者が毎年あり、平成16年度は13名、平成17年度は4名ある。農家の加工所改造資金の支援、3人以上であれば100万円限度2分の1。ハウスの支援、J Aのリースで10年間の償還等である。

・家族経営協定農家の推進。

家族労働報酬型120戸、収益分配型9戸、経営移譲型、家族で経営を分ける場合ですが27戸、夫婦間協定型40戸等が平成17年3月の実績である。

委員からの質問。

認定農業者の基準と育成方法について。年間所得金額が800万円以上が認定条件であり、面積基準は決めてない。施設園芸が多く、構造改善事業等で支援している。

また、道の駅での直売所を3年前より開設。初年度売り上げ2億円。16年度は、5億円である。一人当たりの加工品で200万円から300万円。野菜についても同金額ぐらいを売り上げる方が、たくさんいるということです。

農業後継者の育成、および確保については、主に認定農業者が中心となり、高齢者農地、離農者農地を引き受け、営農指導、支援を行っている、農業機械の集約も行っている、約30ヘクタールの規模でコンバイン2台である。

その後、現場農場の視察を行い、多種多様な農産物の生産状況であった。

宇土割営農生産組合（法人化）の研修報告。

平成17年6月29日、水曜日、13時30分から15時30分。

熊本県宇城市役所小川支所および宇土割営農生産組合ライスセンター。

宇城市小川支所 村本憲昭氏、宇城市農林水産課 杉浦係長と、宇城市小川支所の産業課 藤井氏、宇土割営農生産組合長 平田さんおよび副組合長。熊本県の農業普及指導員の後藤さんという方が出席いただきました。

平成10年4月、5集落73名により、共同乾燥施設設置や稲作作業受託組織の任意組合を設立。その後、平成16年12月に農事組合法人宇土割営農生産組合を設立。事業内容として、農作業、田植え、稲刈り作業の受託、乾燥・調整ライスセンターの運営、利用権の設定（農地の貸借）等である。

特に、ライスセンターの運営は、任意組合役員12名を中心に水稻品種、田植え日、刈取日の設定等を行い、効率的な施設の運営に努めている。

委員からの質問。

法人化までの組織を立ち上げられた経緯、およびライスセンターの運営状況について。農業機械の効率的な活用、水稻の高品質化のため取り組みを始めた、加入金10アール当たり1万円で、1年目62名が参加、資本金1億円、補助金2,000万円で設立。ライスセンター乾燥施設においては、個人所有の機械を買い上げ、新設を行い、一環施設として効率を上げる。

農地利用、労務状況について。離農農家の農地をJAと協力して集積を行い、また農地交換等を行っている。労務については、専任オペレーターにより行う。雇用については、外国研修生の受け入れを行っている。専業農家の頑張りがよく見え、採算の取れる経営を行っている状況であった。

以上、産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。

なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動をいたしたいと委員全員で決めていますので、議長、よろしくお取り計らいをくださいますようお願いいたします。

**○議長（村井幸夫）** ただいま各常任委員長より、それぞれ報告がございました。この際、一括して委員長報告に対する質問がございましたら発言をお願い申し上げます。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、お諮りいたします。

各委員長より申し出のとおり、所管事務調査等を閉会中も継続して行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。よって、各委員会とも閉会中も所管事務調査等の活動を行うことに決定いたしました。

この際、申し上げます。

ここで、午後4時10分まで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時10分

**○副議長（中島正己）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長にかわりまして、副議長が議事を進行いたします。よろしくお願ひします。お諮りをいたします。

議長より、辞職願が提出されておりますので、議長の辞職についてを日程に追

加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中島正己） ご異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第1 議長の辞職について**

○副議長（中島正己） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、村井幸夫議員の退場を求めます。

（村井幸夫議員 退場）

○副議長（中島正己） 辞職願を事務局に朗読させます。

○事務局長（川部治夫） 辞職願。

今回、一身上の都合により、竜王町議会議長の職を9月30日付をもって辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成17年9月29日。村井幸夫。

竜王町議会副議長 中島正己様。

○副議長（中島正己） お諮りいたします。

村井幸夫議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（中島正己） ご異議なしと認めます。

よって、村井幸夫議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

村井幸夫議員の入場を許可いたします。

（村井幸夫議員 入場）

○副議長（中島正己） ただいま、議長の辞職につきましては許可されましたのでお知らせをいたします。

ここで、村井幸夫議員より発言を求められておりますので、これを認めることにいたします。

○14番（村井幸夫） （村井幸夫議員あいさつ）

○副議長（中島正己） 村井議長、大変ご苦労さんでございました。

お諮りいたします。

ただいま、議長の辞職について許可されましたので、議長の選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中島正己） ご異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第2 議長の選挙について**

**○副議長（中島正己）** よって、追加日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

**○副議長（中島正己）** ただいまの出席議員数は13人であります。

次に、立会人を指名いたします。竜王町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に12番、若井敏子議員、13番、勝見幸弘議員を指名いたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名で行います。

（投票用紙配付）

**○副議長（中島正己）** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（中島正己）** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

**○副議長（中島正己）** 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票は、議席の順により、投票願います。

（投 票）

**○副議長（中島正己）** 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○副議長（中島正己）** 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

ただいまから、開票を行います。

12番、若井敏子議員、13番、勝見幸弘議員、両名の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

**○副議長（中島正己）** それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、中島正己議員10票、西 隆議員、1票、若井敏子議員1票、

白票1票。以上のとおりであります。

よって、中島正己が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 鎖)

○副議長(中島正己) ここで、村井議長と交代をいたします。ありがとうございました。

○議長(村井幸夫) ここで、議長に当選されました中島正己議員より、発言を求められていますので、これを認めることにいたします。

1番、中島正己議員。

○1番(中島正己) (中島正己議員あいさつ)

○議長(村井幸夫) お諮りをいたします。

ただいま、副議長の中島正己議員が議長に当選されたことにより、副議長が欠員となりますので、副議長の選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(村井幸夫) ご異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第3 副議長の選挙について

○議長(村井幸夫) よって、追加日程第3、副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議 場 閉 鎖)

○議長(村井幸夫) ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名いたします。竜王町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、中島正己議員、2番、山田義明議員を指名いたします。

それでは、ただいまより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名でお願いをします。

(投票用紙配付)

○議長(村井幸夫) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(村井幸夫) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(村井幸夫) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票は、議席の順により、投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(村井幸夫) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(村井幸夫) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

ただいまから、開票を行います。

1番、中島正己議員、2番、山田義明議員、両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(村井幸夫) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、寺島健一議員9票、若井敏子議員1票、勝見幸弘議員3票。

以上のおおりであります。

よって、寺島健一議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(村井幸夫) ここで、副議長に当選されました寺島健一議員より、発言を求められていますので、これを認めることにいたします。

○6番(寺島健一) (寺島健一議員あいさつ)

○議長(村井幸夫) お諮りいたします。

常任委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(村井幸夫) ご異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 常任委員の選任について

○議長(村井幸夫) よって、追加日程第4、常任委員の選任についてを議題とい



たします。

常任委員の任期は、竜王町議会委員会条例第3条第1項の規定で2年となっておりますので、今回、改選するものであります。

お諮りいたします。

常任委員の選任は、竜王町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長より、指名いたします。

総務教育民生常任委員に、辻川芳治議員、寺島健一議員、竹山兵司議員、岡山富男議員、若井敏子議員、勝見幸弘議員、村井幸夫の、以上7名であります。

産業建設環境常任委員に、中島正己議員、山田義明議員、近藤重男議員、圖司重夫議員、西 隆議員、川嶋哲也議員の以上6名を、それぞれ指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご意義なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。

各常任委員会のうち、産業建設環境常任委員会は、発足前の産業建設常任委員会での所管事務調査等を引き続いて行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。

よって、産業建設環境常任委員会は、発足前の産業建設常任委員会での所管事務調査等を引き続いて行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 議会運営委員の選任について

**○議長（村井幸夫）** よって、追加日程第5、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の任期は、竜王町議会委員会条例第7条の2、第3項の規定で2年となっておりますので、今回、改選するものであります。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任は、竜王町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名いたします。

議会運営委員に、山田義明議員、寺島健一議員、岡山富男議員、川嶋哲也議員、勝見幸弘議員の以上5人の議員をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。

中島正己議員、山田義明議員、近藤重男議員、辻川芳治議員、寺島健一議員、岡山富男議員より、議会広報特別委員会の委員を辞職したい旨の願いが提出されましたので、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第6 議会広報特別委員会委員の辞任について

○議長（村井幸夫） よって、追加日程第6、議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

中島正己議員、山田義明議員、近藤重男議員、辻川芳治議員、寺島健一議員、岡山富男議員の退場を求めます。

（中島正己議員、山田義明議員、近藤重男議員、  
辻川芳治議員、寺島健一議員、岡山富男議員 退場）

○議長（村井幸夫） それでは、辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（川部治夫） 平成17年9月29日、竜王町議会議長 村井幸夫様。

議会広報特別委員会委員、中島正己。

辞任願。

このたび、一身上の都合により、議会広報特別委員会委員を平成17年9月30日

付をもって辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

以下同文で、山田義明議員、近藤重男議員、辻川芳治議員、寺島健一議員、岡山富男議員。

以上です。

**○議長（村井幸夫）** お諮りいたします。

中島正己議員、山田義明議員、近藤重男議員、辻川芳治議員、寺島健一議員、岡山富男議員の議会広報特別委員会の委員を辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。

よって、中島正己議員、山田義明議員、近藤重男議員、辻川芳治議員、寺島健一議員、岡山富男議員の議会広報特別委員会委員の辞職を許可することに決しました。

中島正己議員、山田義明議員、近藤重男議員、辻川芳治議員、寺島健一議員、岡山富男議員の入場を許可いたします。

（中島正己議員、山田義明議員、近藤重男議員、  
辻川芳治議員、寺島健一議員、岡山富男議員 入場）

**○議長（村井幸夫）** 中島正己議員、山田義明議員、近藤重男議員、辻川芳治議員、寺島健一議員、岡山富男議員の議会広報特別委員会委員の辞職が許可されたので、お知らせをいたします。

お諮りいたします。

ただいまの辞職許可により、議会広報特別委員会委員に欠員が生じたので、この際、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第7 議会広報特別委員会委員の選任について

**○議長（村井幸夫）** それでは、追加日程第7、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、竜王町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名いたします。

圖司重夫議員、西 隆議員、川嶋哲也議員、若井敏子議員、勝見幸弘議員、村井幸夫を議会広報特別委員に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。

山田義明議員、寺島健一議員、竹山兵司議員、若井敏子議員、勝見幸弘議員より、合併調査特別委員会の委員を辞職したい旨の願が提出されましたので、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第8 合併調査特別委員会委員の辞任について

○議長（村井幸夫） よって、追加日程第8、合併調査特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

山田義明議員、寺島健一議員、竹山兵司議員、若井敏子議員、勝見幸弘議員の退場を求めます。

(山田義明議員、寺島健一議員、竹山兵司議員、  
若井敏子議員、勝見幸弘議員 退場)

○議長（村井幸夫） それでは、辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（川部治夫） 先ほどと一緒に、代表して申し上げましたあとは、同文とかえさせていただきたいと思います。

平成17年9月29日、竜王町議会議長 村井幸夫様。

合併調査特別委員会委員、山田義明。

辞任願。

このたび、一身上の都合により、合併調査特別委員会委員を平成17年9月30日付をもって辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

同じく、寺島健一議員、竹山兵司議員、若井敏子議員、勝見幸弘議員。

以上であります。

○議長（村井幸夫） お諮りいたします。

山田義明議員、寺島健一議員、竹山兵司議員、若井敏子議員、勝見幸弘議員の合併調査特別委員会委員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、山田義明議員、寺島健一議員、竹山兵司議員、若井敏子議員、勝見幸弘議員の合併調査特別委員会委員の辞職を許可することに決しました。

山田義明議員、寺島健一議員、竹山兵司議員、若井敏子議員、勝見幸弘議員の入場を許可いたします。

（山田義明議員、寺島健一議員、竹山兵司議員、  
若井敏子議員、勝見幸弘議員 入場）

○議長（村井幸夫） この際、申し上げます。

ここで、会議時間を延長したいと思います。

山田義明議員、寺島健一議員、竹山兵司議員、若井敏子議員、勝見幸弘議員の合併調査特別委員会委員の辞職は許可されましたのでお知らせをいたします。

お諮りいたします。

ただいまの辞職許可により、合併調査特別委員会委員に欠員が生じたので、この際、合併調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第9 合併調査特別委員会委員の選任について

○議長（村井幸夫） それでは、追加日程第9、合併調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

合併調査特別委員会委員の選任については、竜王町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名いたします。

圖司重夫議員、岡山富男議員、川嶋哲也議員、村井幸夫を合併調査特別委員に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を合併調査特別委員会委員に選

任することに決しました。

お諮りいたします。

東近江行政組合議員には、竜王町から2名の議員が出ていただいておりますが、議員の1名が辞職をいたしましたので、その後任の選挙をするため、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第10 東近江行政組合議会議員の選挙について

○議長（村井幸夫） よって、東近江行政組合議会議員の選挙についてを追加日程第10として、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長より指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、東近江行政組合議会議員に圖司重夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました圖司重夫議員を東近江行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました圖司重夫議員が東近江行政組合議会議員に当選されました。

圖司重夫議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規

定により、告知いたします。

お諮りいたします。

八日市衛生プラント組合議会議員には、竜王町から2名の議員が出ていただいておりますが、議員の1名が辞職されましたので、その後任の選挙をするため、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第11 八日市衛生プラント組合議会議員の選挙について**

○議長（村井幸夫） よって、八日市衛生プラント組合議会議員の選挙についてを追加日程第11として、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長より指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、八日市衛生プラント組合議会議員に西 隆議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました西 隆議員を八日市衛生プラント組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました西 隆議員が八日市衛生プラント組合議会議員に当選されました。

西 隆議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定

により、告知いたします。

お諮りいたします。

中部清掃組合議会議員には、竜王町から2名の議員が出ていただいておりますが、議員の1名が辞職されましたので、その後任の選挙をするため、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第12 中部清掃組合議会議員の選挙について

○議長（村井幸夫） よって、中部清掃組合議会議員の選挙についてを追加日程第12として、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長より指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、中部清掃組合議会議員に山田義明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました山田義明議員を中部清掃組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山田義明議員が中部清掃組合議会議員に当選されました。

山田義明議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規



定により、告知いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。

山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 平成17年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

今回は、総選挙で開会が少し遅れましたが、19日間の日程で9月中に閉会の運びとしていただき、まことにありがとうございました。

提案させていただきました案件につきましては、すべて慎重にご審議をいただき、可決、ご決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

特に、一般質問でお受けいたしましたご意見等は、心いたしまして取り組んでまいりますので、さらなるご指導とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、今期の本会議において、正副議長さんの改選が行われ、新議長に中島正己議員さん、新副議長に寺島健一議員さんが選出され、おめでとうございます。

また、委員会も更新され、さらに研鑽を深めていただくこととなります。後半2年間、大変、厳しさを増してくる社会情勢の中ではありますが、さらなる議会運営にご精進賜りますことをご祈念申し上げます。

また、村井議長さまにおかれましては、2年間、大変ご苦勞さまでございました。厚くお礼を申し上げます。

今後とも、変わらないご指導、ご鞭撻を賜りますことを伏してお願いを申し上げます。

本年は、大変、暑い夏でありましたが、ようやく今日になって朝夕、大変しのぎやすくなってまいりました。議員の皆さま方のさらなるご自愛をご祈念申し上げます、まことに簡単ではございますが、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

**○議長（村井幸夫）** 閉会のあいさつの前にお許しをいただき、私ごとではありますが、議長退任に当たり、一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

去る、平成15年10月2日に本会議場において、議長にご推薦をいただき、はや2年の月日が過ぎ、本日、本会議において新議長に中島正己議員が推薦され、お喜びをするとともに、ご活躍を祈念するものであります。

さて、2年間には、さまざまな難しい問題も多くありましたが、議員各位はも

とより、執行部、さらには住民の皆さま方の深いご理解、ご協力をいただき、この微力な私が大過なく、議長職を務めさせていただきましたことについて、衷心より感謝申し上げますとともに、厚く御礼を申し上げます。

この上は、残された2年間は今日までの経験を生かし、一議員として、同志とともに議会活動に一意専心いたすことに心を新たにしているところでございます。かわらぬご指導と、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、まことに失礼でございますが、議長退任に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと存じます。

今期定例会は、去る9月12日から本日までの19日間にわたり開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中に、連日にわたりご出席賜り、提案されました重要な議案について慎重なるご審議をいただき、大変ご苦労さまでございました。

また、執行部におかれましては、この間、適切なる対応をしていただき、ありがとうございました。

本会議、委員会において、各議員から述べられました意見なり、要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上で十分反映されますようお願い申し上げる次第でございます。

さて、我が国は、国の強力な推進策のもとに実施されてきた平成の合併により、多くの町村がなくなり、県内でも合併以前の50市町村から、来年3月末には13市13町の26市町になり、全国の市町村が4割減って、1,800余りの自治体になります。

一方、国の財政危機と連動した三位一体の改革を契機に、地方の自主自立（律）の流れが活発になり、本町におきましても、こうしたことから自律推進計画の策定を行い、たくましいまちづくりを目指しているところであります。

しかし、今後の地方自治、中でも町村自治を取り巻く環境はますます厳しいものがあり、こうした中で本町の将来を見据え、大きな希望と期待が持てるまちづくりを進め、次世代への確かな継承こそが最も大切であると心にして、議会においても一層の研鑽を重ね、住民の信頼と負託に応えなければなりません。

町議会といたしましても、これからの竜王町まちづくりの方向性を決める上での根幹となりますソフト、ハード共通の課題を調査活動するため、地域創生まちづくり特別委員会を設置いたしました。

また、合併調査研究につきまして、今日まで近隣市町との意見交換をするなど、その情報収集に努めてきたところではありますが、市町村合併について今後も調査研究と議論を深めていくため、合併調査特別委員会での調査活動を引き続いて行うこととしております。

今後のまちづくりの方向性を決めるための調査研究は、この2つの特別委員会を中心に、議会としての活動を進めてまいりたいと思っておりますので、執行部におかれましては、資料等の情報提供に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

最後になりましたが、朝夕、肌寒さを感じる季節となり、秋もだんだん深まってまいりますが、議員各位ならびに執行部の皆さんにおかれましては、健康に十分ご留意をいただきまして、町政発展のためにご精進いただきますようご祈念申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

それでは、これをもちまして平成17年第3回竜王町議会定例会を閉会いたします。

大変長期間、ご苦勞さまでございました。

ありがとうございました。

閉会 午後5時15分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

竜王町議会議長 村 井 幸 夫

議会議員 山 田 義 明

議会議員 近 藤 重 男